

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 開示の請求

異議申立人は、平成15年12月16日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、峠橋が、当該橋梁等設置基準となる数値を何cm充足していないのか等を具体的に明示している文書の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、峠橋が、当該橋梁等設置基準となる数値を何cm充足していないのか等を具体的に明示している文書について、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成16年1月5日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成16年1月13日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成16年1月5日付け東広建竹第289号による行政文書不存在通知書は、昭和49年通達の橋梁等設置基準を充足していない峠橋（県道吉名停車場線）が、砂防目的（自然災害の現象）に対しては危険な橋梁であることを認識しながら、当該橋梁等設置基準を何cm充足していないのかすら分からないとの回答（不存在通知書）を行うなど、常識では全く考えられない処分であることから、当該文書を隠匿している疑義がある。
- (2) 上記のとおり、常識的には存在すると考えられる文書を隠匿している疑義があることから、開示請求書に記載した文書の全てを速やかに開示するよう要求する。
- (3) 県道吉名停車場線の峠橋が現在の砂防指定地内河川における橋梁等設置基準に適合していない事実を竹原支局は認めている。

- (4) なお、平成 15 年 6 月 3 日の砂防室での協議録において、新規に設置を申請した橋については、河川としての余裕高 60 cm・橋梁としての余裕高 50 cm が少なくとも必要である旨記載されている。
- (5) 現在の基準に当てはめれば、あと何 cm 充足していないのかという点を開示請求の対象としたものであり、昭和 29 年に設置された峠橋には昭和 49 年に規定された橋梁等設置基準を適用しないという点はまったく別の問題である。
- (6) 峠橋には歩道が追加されていることから、その設置時期を記録している文書を開示請求したが広島県はこれを隠匿し、当該峠橋の歩道部分が橋梁等設置基準を充足していない事実をも隠匿しようとして画策しているものである。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、本件処分を行った理由については、おおむね次のとおりである。

1 開示請求の対象となる行政文書の存在しない理由

峠橋は県道吉名停車場線に含まれる橋であり、竣工は昭和 29 年度である。

砂防指定地内に橋梁を設置する際の基準である、「砂防指定地内の河川における橋梁等設置基準（案）（以下『橋梁等設置基準』という。）」は、昭和 49 年 7 月 1 日付け建河砂発第 40 号による砂防課長通達によるものであり、この通達内容は、砂防指定地内での橋梁構造の一般基準を定めたものである。

橋梁等設置基準は、河川法（昭和 39 年法律第 167 号。以下「法」という。）の規定による河川管理施設等構造令（昭和 51 年政令第 199 号。以下「構造令」という。）に基づく構成に、砂防指定地内の特殊性に対応した条項を付加した、橋梁構造の一般的基準である。

法第 13 条第 2 項では、構造令は、ダム、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる技術的基準であると指定しており、これの法的な解釈としては、構造令は新築又は改築時はもちろんのこと、その存続期間中においても適用されるべき基準であるとしており、構造令第 1 条において法第 13 条第 2 項と同様の表現を用いることによりこのことを明らかにしている。

しかし、既存の施設のうち構造令に適合しない施設について構造令を適用することは、当該施設を一定の猶予期間内に改築しなければならないことを意味するが、それには莫大な事業費を必要とすることとなり、現実的ではない。また、河川は自然公物であり、段階的にその安全度を高めていくべきものであって、計画として河川改修の目標となる安全度を定めれば、直ちにその目標が達成されなければならないということではない。もし既存の構造令に適合しない施設に構造令を遡及適用することとした場合には、計画目標としての安全度を改定（流量改定）するたびに直ちにその目標が達成されなければならないこととなり、これは本来の河川管理の性格からして妥当ではない。このような観点から、既存施設の構造令に適合しない施設について、これらの施設を改築するまでの間は構造令の適用がないこととしている構造令附則第 2 項に経過措置として規定されている。

なお、新河川法の規定に基づく構造令は、昭和 51 年に制定されたものであり、また、昭和 40 年に廃止された旧河川法には護岸等の河川管理施設の設置基準に関する規定

はない。

峠橋設置箇所流域の砂防指定は、昭和 31 年であることから、峠橋の設置に橋梁等設置基準を適用し得たものではない。

しかしながら、他方、現行の道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）が昭和 33 年に制定される前に、鋼道路橋設計示方書案が昭和 14 年に制定されていることから、峠橋は、設置当時の鋼道路橋設計示方書の基準に則り設置されたものであると判断される。

行政文書開示請求書及び異議申立書で主張されている、峠橋が橋梁等設置基準を満たしていないことを竹原支局が認めている旨の記述は、平成 15 年 11 月 10 日付け行政文書開示請求書に対する開示文書のうちの「平成 15 年 6 月 3 日付け聞取り等報告書」の中に一般的な事象として記述されている箇所を、異議申立人が峠橋に限定して認めているとの主張をしているものである。

上記一般的な事象とは、橋梁等設置基準が昭和 49 年の建設省からの通達によるものであることから、当該通達より前に設置された橋梁には橋梁等設置基準が適用され得ないというものであり、竹原支局が認めていると位置付けされているものではない。

ただし、異議申立人は当該通達の時期及び峠橋の竣工が昭和 29 年であることは、本件行政文書開示請求に関連する別件の行政文書開示請求により了知しているものである。

また、異議申立人の主張する橋梁等設置基準と比較できるものは、峠橋に係る設計図書の保存年限が経過しており、現在では保有されていないことから、異議申立人の主張する行政文書は存在しないものである。

2 本件開示請求書に記述の協議録との関連について

平成 15 年 6 月 3 日付けの聞取り等報告書による協議録には、「河川としての余裕高」、「橋梁としての余裕高」という字句の記載はあるが、本件の開示請求書に記載されているような具体的数値の記載はされていない。

以上のことから、条例第 2 条第 2 項に規定する行政文書として、異議申立人の主張の趣旨に合致するものは存在しないため、開示することはできないとした本件処分は妥当である。

第 5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、峠橋が当該橋梁等設置基準となる数値を何cm充足していないのか等を具体的に明示している文書であり、実施機関は、これを作成又は取得していないため、不存在としたものである。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、構造令が施行の際現存する河川管理施設については適用しないとされていることなどから、峠橋は橋梁等設置基準が適用されないと説明する。

これに対し、異議申立人は、現在の基準に当てはめれば、あと何cm充足していないのかという点を開示請求の対象としたものであり、昭和 29 年に設置された峠橋には

昭和 49 年に規定された橋梁等設置基準を適用しないということとは無関係であると主張する。

当審査会において、橋梁等設置基準を見分したところ、当該基準の施行前に設置された橋梁について、当該基準に適合するよう改善措置を義務付けた規定は見当たらなかった。

また、橋梁等設置基準は、構造令にもとづく構成に砂防指定地内の特殊性に応じた条項を付加した基準である。このため、構造令を見分したところ、附則第 2 項（経過措置）において、施行時点で存在する河川管理施設等が規定に適合しない場合には、構造令の規定は適用しないこととされているが、その後、改築に着手した場合には適用することとされている。

当審査会が実施機関に聴取したところ、昭和 29 年に設置された峠橋は、これまで改築されたことはない旨の回答があった。

これらのことから、実施機関が峠橋について、橋梁等設置基準を満たしているかどうかを調査していなくても不自然ではない。

したがって、本件対象文書を作成又は取得していないとして不開示（不存在）とした決定は妥当である。

3 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 2. 24	・ 諮問を受けた。
17. 11. 30	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
19. 11. 26	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
19. 11. 29	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
20. 4. 28	・ 異議申立人から意見書を収受した。
20. 5. 8	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
24. 9. 18 (平成 24 年度第 6 回)	・ 諮問の審議を行った。
24. 10. 18 (平成 24 年度第 7 回)	・ 諮問の審議を行った。
24. 11. 8 (平成 24 年度第 8 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

荒 井 秀 則	弁護士
中 坂 恵美子	広島大学大学院教授
横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授